



酒々井町 空家等対策計画

概要版



井戸っこ(しすいちゃん)

平成30年3月

酒々井町

あなたの空家は 大丈夫ですか？



～空家をお持ちの方へ～

● 空家を放置するとこのような危険が！！

空家とは、家主の不在が常態化しており、その他の使用もなされていない建物及びその敷地のことをいいます。

★空家を放置してしまうとさまざまな危険が発生します。

空家をそのまま放置すると次のような問題が起こります。

①建物の危険

建物自体の倒壊、屋根瓦や窓ガラスなどが落下して通行者にけがをさせてしまうおそれがあります

②治安の悪化

不審者の不法侵入や放火による火災のおそれがあります

③ご近所トラブル

雑草、樹木が隣地や道路にはみ出したり、ゴミの放置や不法投棄による悪臭で近隣の方に迷惑をかけるおそれがあります

④景観への影響

放置された空家は景観を悪化させ、地域のイメージを損なうおそれがあります



さらに、特定空家等に認定される可能性が高くなります！！

● 認定されるとどんなことが起こるの？

特定空家等とは、平成 27 年 5 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」のなかで、以下のような状態の空家をいい、認定されると大変なことに…。

★ 特定空家等に認定される要件とは？

特定空家等に認定される要件は以下のいずれかの状態にある空家等です。



◎ 著しく保安上危険となるおそれのある状態

- ・ 建築物が著しく傾いている。
- ・ 基礎や土台に大きな変形や破損がある。
- ・ 屋根や外壁等が脱落や飛散するおそれがある。
- ・ 擁壁が老朽化し崩壊するおそれがある。

◎ その他放置することが不適切である状態

- ・ 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し通行を妨げている。
- ・ 住みついた動物等が原因で地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

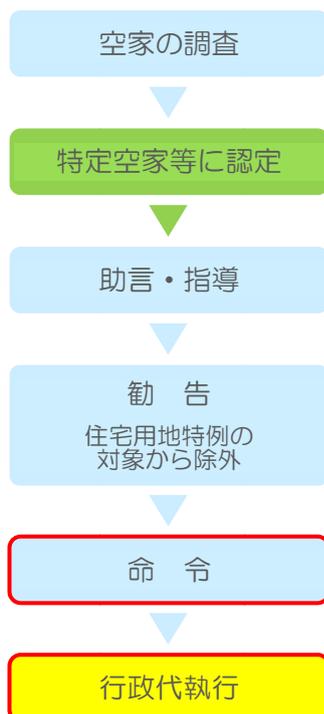
◎ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態

- ・ ごみの放置や不法投棄による臭気の発生や多数のねずみ、はえ、蚊等が発生している。
- ・ 浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生

◎ 著しく景観を損なっている状態

- ・ 屋根、外壁等が外見上大きく傷んだり、汚れたまま放置されている。
- ・ 立木等が建築物の前面を覆う程度まで繁茂している。

★ 特定空家等の流れ



★ 特定空家等に認定されるとこんなことが…

- ・ 空家を放置してしまい「特定空家等」に認定されると、市町村から指導等を受けることがあります。

★ 特定空家等をそのまま放置してしまうと大変なことに!!

- ・ 市町村は、特定空家等に対して、除却、修繕、雑草や樹木の伐採等の措置について「助言・指導」「勧告」「命令」「代執行」等を実行できるようになっています。
- ・ また、「勧告」の対象となった特定空家等の土地については、固定資産税の住宅用地特例措置の対象から外れてしまい、命令に違反した場合には 50 万円以下の過料に処され、代執行（強制執行）に要した費用は全て所有者等から徴収されます。
- ・ 固定資産税（最大 6 倍）、都市計画税（最大 3 倍）の大幅な増税になる可能性があります。（住宅用地特例の対象から除外）

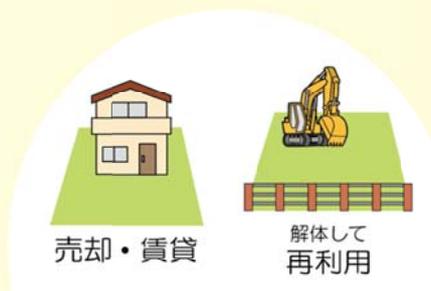
空家は適正な管理が必要です!!

● 空家を所有（管理）することになったら

実家が空家になった。住む予定のない住宅を相続してしまった。持っている家に住まなくなった。そんな時は、空家活用の方法を町に相談してみましよう。

★空家を所有（管理）することになったら

空家の活用方法は主に以下の3ケースです。



売却・賃貸

解体して
再利用

売却

住宅や土地を売却や賃貸する場合は不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。空家の査定や売却については専門家にご相談ください。

賃貸

人が住まない住宅は早く傷んでしまいます。まだ住める住宅の場合は活用のために、貸し出しを考えてはいかがでしょうか。

解体して
再利用

樹木が生い茂り道路やご近所に迷惑をかけていることも考えられます。空家を解体し、更地にすることでトラブルを未然に防ぐのも方法の一つです。また、更地になった土地は駐車場や家庭菜園等として活用できる場合もあります。



契約成立

★空家のお手入れはやっていますか

お持ちの空家の状態はいかがですか？『建物の状態』『敷地内の雑草、樹木』『ポスト内の整理』『ゴミの不法投棄』等、下記のチェックシートを利用してお持ちの空家の状態をチェックしてみましょう。

家のまわり

- ・塀のヒビ、割れ、傾き
- ・臭気、ごみ等の不法投棄
- ・多数の害虫発生（ねずみ、ハチ、蚊など）
- ・雑草、樹木の繁茂

軒裏

- ・軒天井の異状（ハガシ、破損、浮き）

土台・基礎

- ・破損、腐朽、ズレ

家の中

- ・雨漏り、カビ、害虫の大量発生
- 給水、排水の不具合、臭気



屋根

- ・屋根材の異状（変形、ハガシ、破損）

外壁

- ・腐朽、ハガシ、破損、浮き

窓、ドア

- ・ガラス割れ、傾き
- 開閉の不具合

バルコニー

- ・腐食、破損、傾斜、サビ

雨どい

- ・水漏れ、変形、外れ

● 空家になったらどうすればいいの？

所有者は、空家を管理することとなった場合、周辺に迷惑をかけないように空家の適切な管理が求められます。

★空家の適正な管理は、所有者の役割です。

- 所有者は、空家を管理することとなった場合、周辺に迷惑をかけないように責任を持って管理することとなります。
- 空家の管理責任は、その所有者又は管理者が自己の責任において行うことが原則です。
- 空家を管理不全の状態で放置した場合、家屋の倒壊等で他人に被害を与えた場合には、空家の所有者又は管理者が責任を問われる可能性があります。
- 空家の所有者又は管理する方は、定期的な確認や必要な修繕、解体撤去、樹木の伐採、除草等の対応をお願いします。
- また、周辺環境に著しく悪影響を及ぼすおそれがある特定空家等と認められると、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、命令・代執行等の処分を受けることもあります。

★トラブルになる前に、空家の適正な管理を

- 空家の適正な状態を保つためには、定期的なメンテナンスが必要です。空家になった状態でそのまま放置しておくと、近隣等とのさまざまなトラブルに発展する可能性があります。トラブルを未然に避けるためにも、空家は定期的に点検し、メンテナンスを行いましょう。
- 成長した庭木・雑草はトラブルのもとです。トラブルになる前に対応することが大切です。
- また、ご自身で管理が難しい場合は、専門業者等に空家の管理を依頼することも可能です。

★これから空家を所有する可能性がある方へ

- 遠方に住んでいて、自分では管理できない。
- 修繕が必要になっても多額の費用はかけられない。
- 売却を検討するにも、権利関係が整理できない。
- 固定資産税などの税金の負担が重く、滞納してしまう。
- 建物の痛みが進み、手が付けられない。
- 解体するにも、費用が捻出できない。
- 自分には関係がないと目を背ける（関係者で、責任の押し付け合いをする）。



このようなことにならないためにも、所有者や親族などと話し合い、空家になった時のことを事前に決めておくことが重要です。

決めておくこと

- 空家を管理する人、管理の費用を負担する人、空家の管理方法等。
- 売却や賃貸をするのか、解体をするのか、そのまま維持管理するのか等。

注意

- 相続など権利関係の手続きが完了していないと、売却などはできません。

権利関係を整理しておくことが重要です!!

● 空家でお困りではないですか？

町では、空家相談の窓口を決めて、空家所有者や町民のみなさまのご相談に応じています。

★町の役割

町では、町民の住宅が空家にならないように努めます。
そのためには、空家等対策における必要な情報の提供や、相談及び指導等の啓発活動を行います。

以下のような場合は、町の相談窓口にお問い合わせください。

★近くに管理されていない空家がある場合

- 近くに管理されていない空家があり、周囲に悪影響を及ぼしてお困りの場合は、下記のお問い合わせ先までご相談ください。
- 町で、現地調査・所有者調査等を実施した後に所有者や管理者に対し、助言・指導等を実施します。

★空家についてお困りの所有者

- 現在空家を管理しているが、今後について相談を希望している所有者等。



★町の相談窓口

空家の相談（相続・売買・賃貸・管理等）については、「まちづくり課」にご相談ください。
利活用に特化した場合は、「空き家バンク」を担当している「企画財政課」にご相談ください。

総合窓口：まちづくり課 計画整備班

- 内容に応じて専門家を紹介いたします。
 - 相続・法律関係-----千葉司法書士会 等
 - 賃貸や売買等の有効活用-----（一社）千葉県宅地建物取引業協会印旛支部 等
 - 草刈りや見回り等管理業務---（公社）酒々井町シルバー人材センター 等
- 庁内の担当部署への連絡・連携 等

空き家バンク：企画財政課 企画・地方創生推進室

★空家等対策有識者会議による「セミナー&無料総合相談会」も開催しています。（年2回を予定）
詳しくはお問い合わせください。

※空家等対策有識者会議（相談員）は、弁護士・税理士・建築士・宅建取引士・司法書士・土地家屋調査士など専門知識をもったボランティア団体です。



空家全般・相談 お問い合わせ
酒々井町まちづくり課 計画整備班
TEL 043(496)1171(代)



空家の所有者及び利用希望者は

「空き家バンク」のご利用を!!

町では、空家相談の窓口を決めて、空家所有者や町民のみなさまのご相談に応じています。

★「空き家バンク」とは

- ・酒々井町内の空家の有効利用を目的とし、「空家を貸したい」あるいは「売りたい」所有者の方の物件を町に登録してもらい、町はホームページ等にその情報を公開します。
- ・その情報を見て、「借りたい」あるいは「買いたい」という希望者と所有者との橋渡しを町が行う制度です。

★空家を登録する条件は

- ・町内に所在する建物であること。
- ・建物とその土地の所有者すべての承諾が得られている物件であること。
- ・一戸建て等の独立した建物であること。
- ・専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約の契約を締結していないこと。
- ・相続及びその他の所有権以外の権利の設定がある場合、関係者の承諾が得られている物件であること。

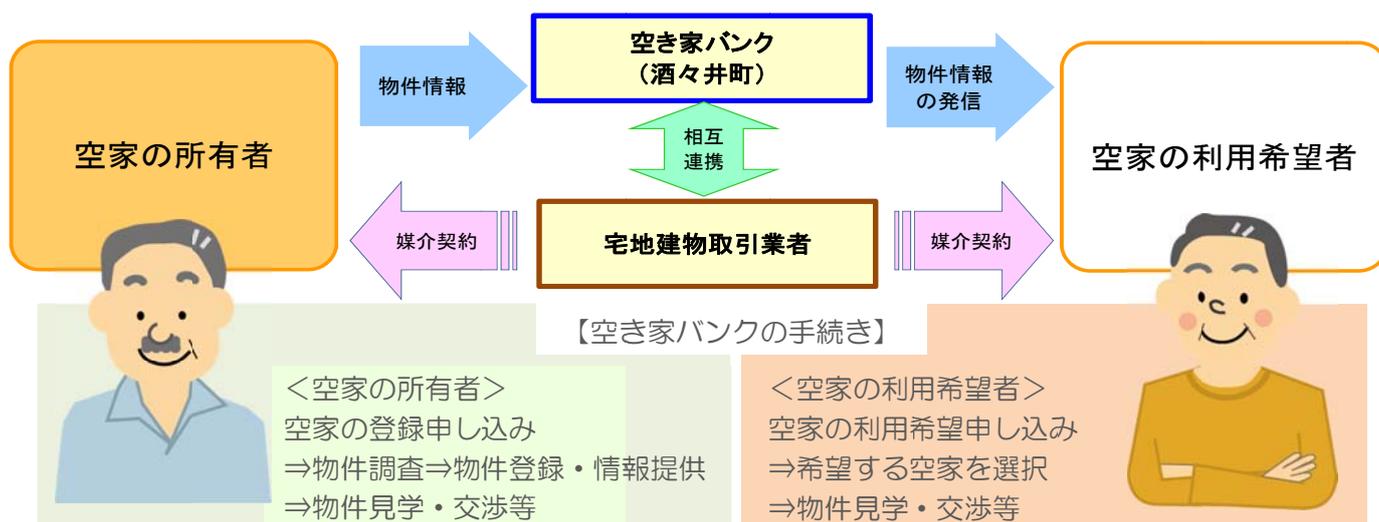
※老朽化が著しいもの、大規模な修繕が必要なもの、所有者が酒々井町暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者である場合を除きます。

★利用をされる方の登録要件

- ・定住又は定期的に滞在・利用して酒々井町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる方。

※酒々井町暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者でない方。

★「空き家バンク」のイメージ



注意事項

酒々井町は、家屋の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約等については一切関与いたしません。

詳しくは、下記相談窓口へお問い合わせください。



空き家バンク お問い合わせ
酒々井町企画財政課 企画・地方創生推進室
TEL 043(496)1171(代)





1 空家等対策計画の趣旨

背景及び計画の位置づけ

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきています。

国は、この空家等問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家等特措法」という。）を施行しました。

本町では、この法律に基づき空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「酒々井町空家等対策計画」を策定しました。

計画期間

平成30年度(2018年度)から2022年度までの5年間

※社会情勢や本町における空家等の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直していくものとします。

対象地区

酒々井町内全域

2 本町の人口と空家等の現状



人口の推移及び将来の見通し

本町の人口は、平成27年国勢調査では20,955人となっており、ピークの平成17年(21,385人)から2.0%減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所公表による推計によると、2040年には、本町の人口は16,924人まで減少し、高齢化率は35.8%に達すると予測されています。

空家の状況

酒々井町の空家等数：77戸

(平成28年度(2016年度)に実施した空家等の実態調査から)

空家等の分布と土砂災害防止法等の関係

空家等の分布状況と区域区分や法規制などを照らし合わせると、空家等は市街化区域内外に分布し、傾斜地に接する空家の一部が土砂災害警戒区域に含まれています。さらに、過去の浸水実績の範囲にも空家等が存在しています。

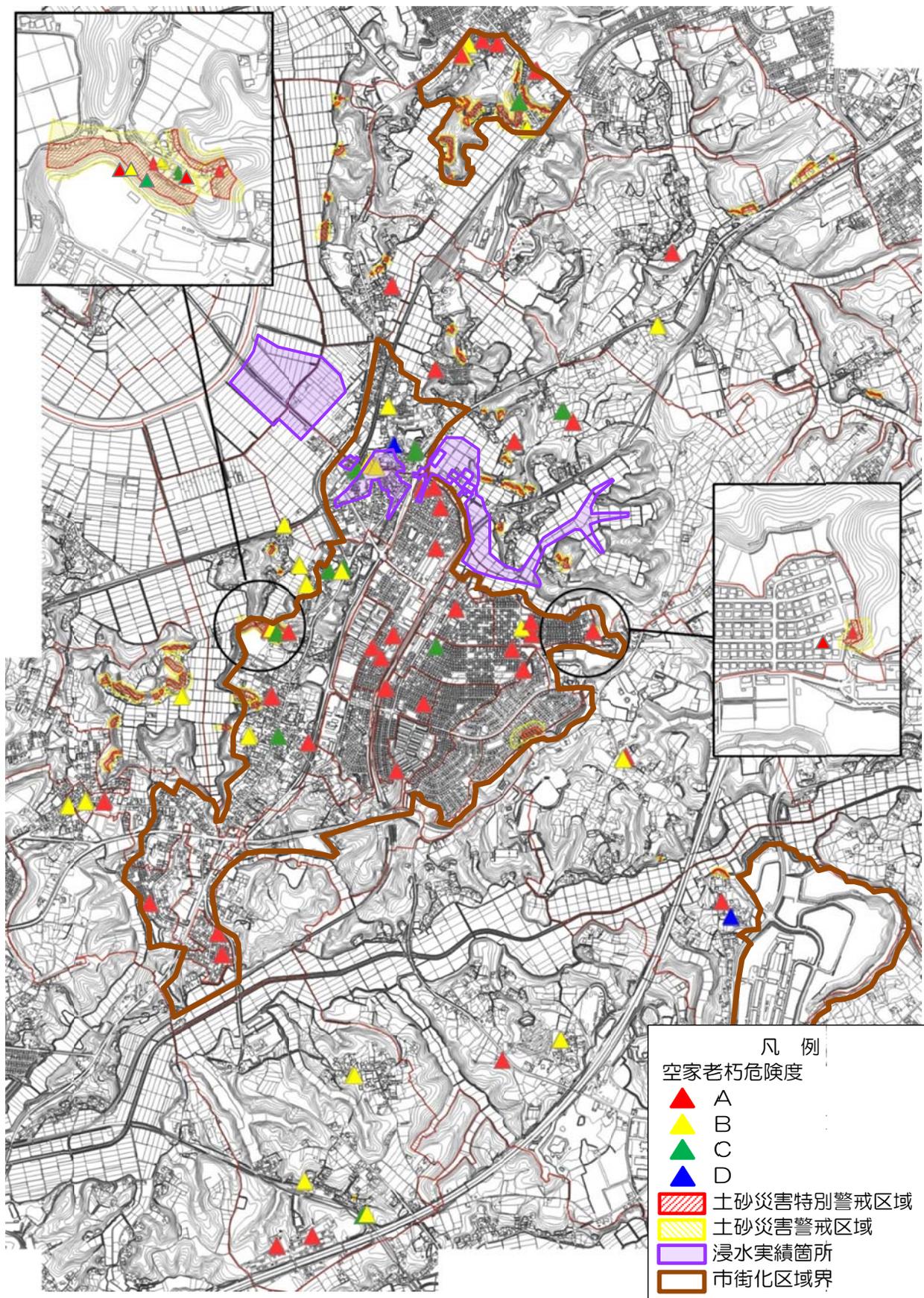


図 空家等分布と法規制状況

空家等における課題の整理

本町では、人口減少や高齢化、核家族化の進行により、今後も空家等の増加が見込まれます。特に、適切な管理が行われていない空家等は、防犯や防災、衛生、景観等の問題を生じさせ、町民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

- I 所有者としての当事者意識の啓発
- II 問題解決のための支援や適切な相談先の情報不足
- III 適切に管理されていない老朽化した空家等
- IV 空家等の活用に向けた課題
- V 空家等対策の実施に向けた支援制度の充実

3 空家等対策計画に関する基本的な方針



計画の目的

本町では、平成27年5月に全面施行された「空家等特措法」の規定に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、町民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家等の利活用を推進することにより、地域の活性化を図り、地域の再生につなげていくことを計画の目的とします。

基本目標

- I 快適な住環境の保全
- II 安全で安心なまちの実現
- III 空家等を活用した定住の促進

対策の基本方針

(1) 所有者等の意識の向上

空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により的確に対応することが大前提です。所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識づけを行うことが重要であり、また相続、転勤等により、すべての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめることも重要です。このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の向上を図ります。

(2) 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者との連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

(3) 特定空家等への取り組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖等地域住民の生活環境に悪影響を与える可能性もあることから、町民の良好な居住環境を維持するうえで、「特定空家等対策」に優先的に取り組んでいきます。

(4) 所有者・住民等からの相談に対する取り組み

空家等の所有者・住民等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに、所有者・住民等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために地域の専門家と連携した相談体制を構築します。

(5) 適正な建築行政の取り組み

空家等の取り組みに際しては、区域区分、土砂災害警戒区域等の法規制を踏まえた、適正な建築指導及び利活用等に努めます。

(6) 住宅確保要配慮者への取り組み

国の新たな住宅セーフティネット制度^{※1}等の動向を踏まえ、公的賃貸住宅を補完するための民間賃貸住宅や空家等の活用を検討・推進していきます。

※1：住宅セーフティネット制度とは、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空家を活用した制度

(7) 空家等が生まれにくいまちづくりへの取り組み

良質な住宅ストックの確保と中古住宅（空家等を含む）の流通促進を図ります。

4 空家等対策の具体的な取り組み



空家等の調査

平成28年度に空家等の実態調査を行い、空家等の数、位置、老朽の程度等、基礎資料の整備を行いました。今後も増加を続けることが予想されるため、地域や関係団体との協力により、新たに発生する空家等や老朽が進行する空家等の情報を更新し、適切な対応ができるよう実態を把握する体制を構築します。

空家等の適切な管理の促進

所有者等の意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等への適切な管理の啓発 所有者等へ空家等対策に関する情報提供
相談体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 空家等に係る問題は、多岐にわたることから、総合的な相談窓口を「まちづくり課」に設置するとともに、庁内関係各課、県、関係団体と連携した相談体制の整備を行います。 また、関係機関と連携した相談会の実施などにより、利活用及び適正管理に係るマッチングを図ります。

空家等及び跡地の活用の促進

本町では、空家等の解消に努めるとともに、その他の空家等及び跡地（あき地）の有効活用を促進していくための方策を検討します。

- I 地域住民からの要望による活用
- II 利活用可能な空家等及び跡地の情報提供
- III 補助金の活用促進
- IV 地域に応じた柔軟な対応の検討
- V 関係法令等の遵守

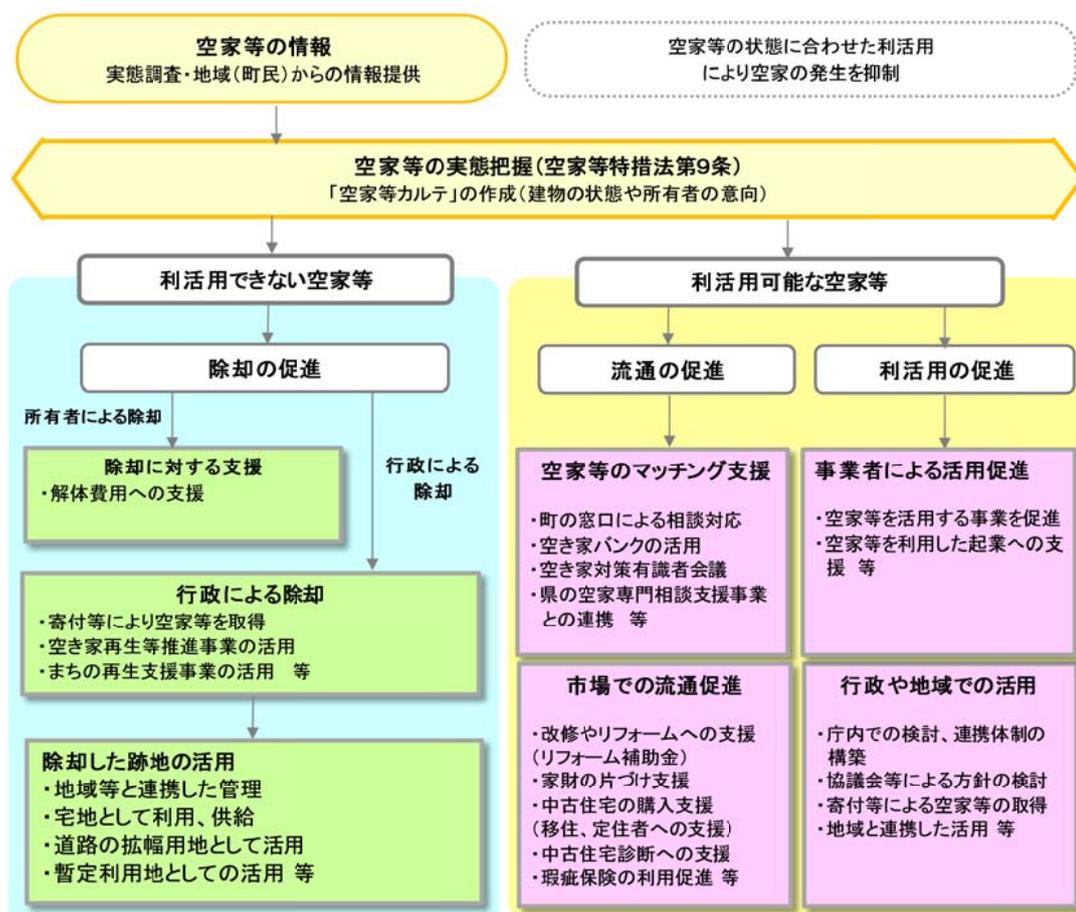


図 空家等についての利活用の流れのイメージ

特定空家等に対する措置等及びその他の対処

(1) 特定空家等の定義

特定空家等の定義（空家等特措法第2条第2項）は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」となっています。

(2) 特定空家等の認定

特定空家等の判断については、国が示した「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に記載のある以下の「特定空家等の判断の参考となる基準」を踏まえ、町の「現地調査マニュアル」に基づいた調査の結果で、町長が認定します。

1) 「そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」

建築物が著しく 1 保安上危険となるおそれがある	(1) 建築物が倒壊等するおそれがある	(イ) 建築物の著しい傾斜	・基礎に不同沈下がある ・柱が傾斜している
		(ロ) 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	・基礎が破損または変形している ・土台が腐朽または破損している ・基礎と土台にずれが発生している ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損または変形している ・柱とはりにずれが発生している
	(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある	(イ) 屋根ふき材、ひさしまたは軒	・屋根が変形している ・屋根ふき材が剥落している ・軒の裏板、たる木等が腐朽している ・軒がたれ下がっている ・雨樋がたれ下がっている
		(ロ) 外壁	・壁体を貫通する穴が生じている ・外壁の仕上材料が剥落、腐朽または破損し、下地が露出している ・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている
		(ハ) 看板、給湯設備、屋上水槽等	・看板の仕上材料が剥落している ・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している ・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損または脱落している ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している
		(ニ) 屋外階段またはバルコニー	・屋外階段、バルコニーが腐食、破損または脱落している ・屋外階段、バルコニーが傾斜している
	(ホ) 門または塀	・門、塀にひび割れ、破損が生じている ・門、塀が傾斜している	
擁壁が老朽化し 2 危険となるおそれがある	・擁壁表面に水がしみ出し、流出している ・水抜き穴の詰まりが生じている ・ひび割れが発生している		

2) 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」

- ①建築物または設備等の破損等が原因
- ②ごみ等の放置、不法投棄が原因

3) 「適切な管理が行われていないことによる著しく景観を損なっている状態」

- ①適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルール（酒々井町景観計画）に著しく適合しない状態
- ②その他、周囲の景観と著しく不調和な状態

4) 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

- ①立木が原因
- ②空家等に住みついた動物等が原因
- ③建築物等の不適切な管理等が原因

(3) 措置の実施

特定空家等に対する措置を実施するために、空家等への対応についての全体の流れを以下に示します。

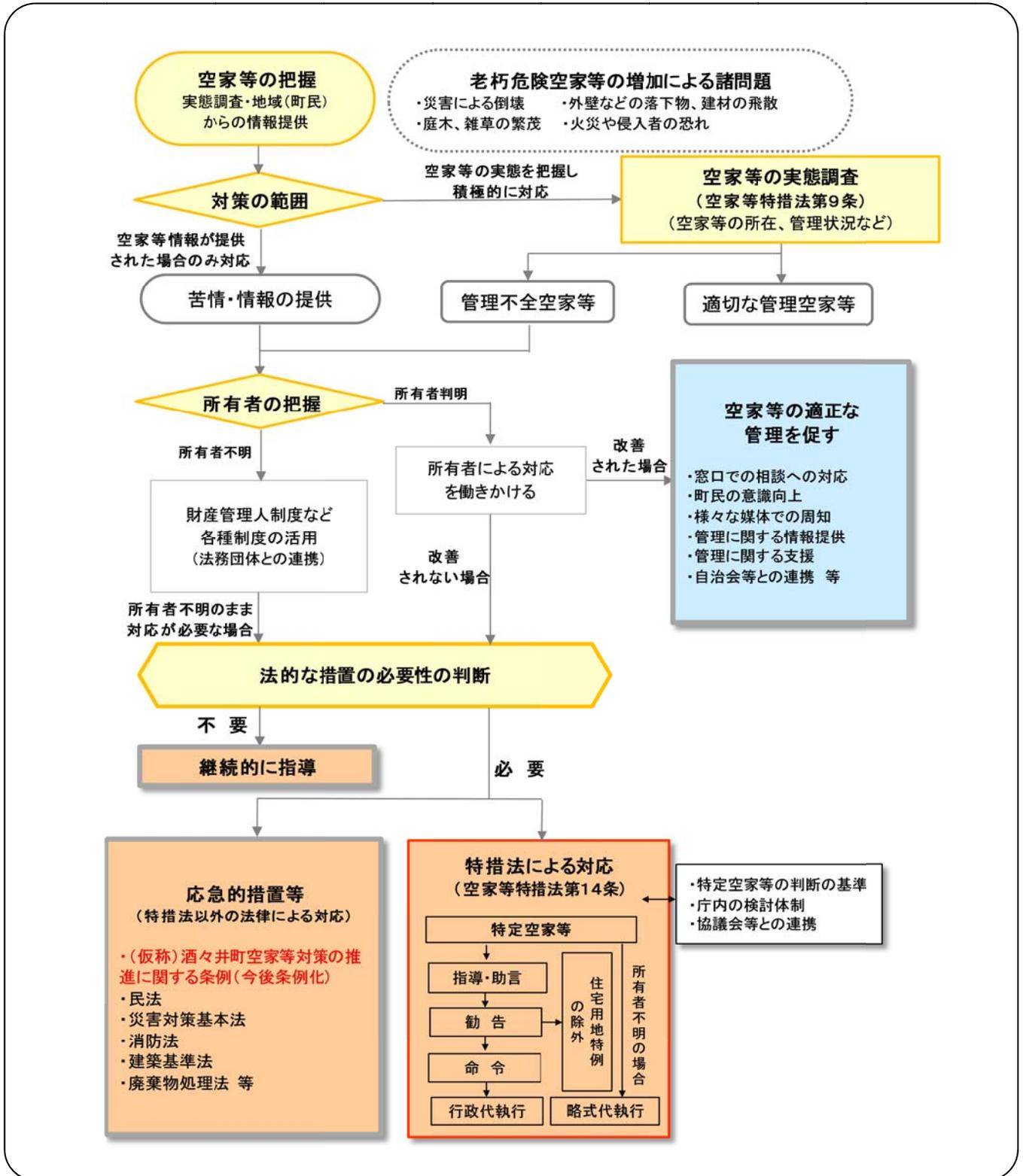


図 空家等への対応についての全体の流れ

空家等の「適切な管理」または「有効な活用」などをせずに、放置し続け、空家等が危険な状態になったら・・・

●「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家等特措法」といいます。）により、空家等が危険な状態であり、措置が必要と認められた場合（特定空家等）、市町村により空家等の所有者・管理者に対して以下の措置がとられることとなります。

①助言・指導

放置された空家等が倒壊等のおそれがある場合は、所有者に対し、必要な措置をとるよう助言・指導します。

②勧告

所有者等が助言・指導に対し従わず空家の状態が改善されないと認められる場合は、相当の猶予期間を付けて、必要な措置をとるよう勧告します。
※空家等特措法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地は、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されます。

③命令

所有者等が、勧告に関わる措置をとらず、市町村が特に措置を必要と認めた場合は、相当の猶予期間を付けて命令します。

④行政代執行（※）

所有者等が、命令された措置を履行しない場合、または履行しても不十分な場合などは、市町村等が所有者に代わり必要な措置を講じます。

※行政代執行とは：行政代執行法による行政措置のひとつ

所有者に代わり行政が実施（委託）し、かかった経費は義務者（所有者等）に請求できます。

●「特定空家等」とは・・・？（※空家等特措法第2条第2項）

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるもの
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあるもの
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態のもの
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のもの

図 特定空家等に対する措置の流れ（詳細）
（空家等特措法による（法14条））

（4）その他の対処

台風の接近などにより、瓦等の飛散や倒壊のおそれがあり、周辺住民への影響が明らかな場合は、所有者等に連絡のうえ、応急の措置を講じます。

また、空家等の建材が周辺に飛散し道路上に落下しているなど、緊急的に危険等を回避する必要がある場合は、必要に応じて本町では緊急的に必要かつ最小限度の危険回避措置を講じるため「緊急安全措置」の構築を検討します。

空家等対策の実施体制

(1) 庁内の組織体制及び役割

担当課名	役 割
まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 空家等の調査 空家等の適切な管理の促進 措置及び対処の実施 空家等及び跡地の活用促進 特定空家等の認定 空家等対策協議会及びその他関係機関との連絡、調整 都市計画法等に関すること 景観上対策が必要な特定空家等に関わる措置内容の検討 <ul style="list-style-type: none"> 空家等に関する総合窓口 空家等対策計画の策定及び変更 空家等情報のデータベース化・管理
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンクに関すること
企画財政課 住民協働課 経済環境課	<ul style="list-style-type: none"> 空家、空き店舗等の利活用に関すること
企画財政課 まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 移住、定住の促進に関すること
経済環境課	<ul style="list-style-type: none"> 雑草等の繁茂等（残存ごみ、害虫、臭気等）
総務課 まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策及び災害時の応急措置等 道路交通安全確保等
学校教育課 まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の安全確保 その他児童及び生徒の危険防止
税務住民課	<ul style="list-style-type: none"> 空家等特措法第10条第1項の規定に基づいた固定資産税台帳等の情報をまちづくり課へ提供 固定資産税等の住宅用地特例に関すること

(2) 空家等対策協議会等

1) 趣旨

空家等対策を実施するにあたり、意見及び協議を行うため庁内の連絡会議及び有識者等による町協議会を設置します。

2) 所掌事務

- 空家等対策計画の作成及び変更
- その他空家等に関し必要と認められる協議

3) 構成

- 酒々井町空家等対策連絡会議（庁内）の構成は、副町長のほか関係課長で構成します。
- 酒々井町空家等対策協議会の構成については、町長のほか、地域住民代表、町議会議員、学識経験者、関係団体の代表者等で構成します。

(3) 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空家等対策を実施します。

- 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士**：相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等
- 不動産業者・不動産鑑定士**：所有者の空家等利活用相談、空き家バンクの充実等
- 建設業者**：空家等の解体、改修の相談及び対応等
- 建築士**：空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等
- 警察・消防**：危険回避のための対応等
- 自治会・NPO・住民活動団体等**：空家等情報の提供、跡地の利活用等

町民等からの空家等に関する相談への対応

町民等から寄せられる空家等の問題や相談に対して、的確にワンストップで素早く対応するため、本町では空家等に関する総合的な相談窓口を「まちづくり課」に設置し対応します。

また、空家等の相談は多岐にわたることから、庁内の関係課及び協議会、並びに県協議会及び関係団体と連携し対応します。なお、対応内容については、経過等について記録し、関係課及び関係機関で共有します。

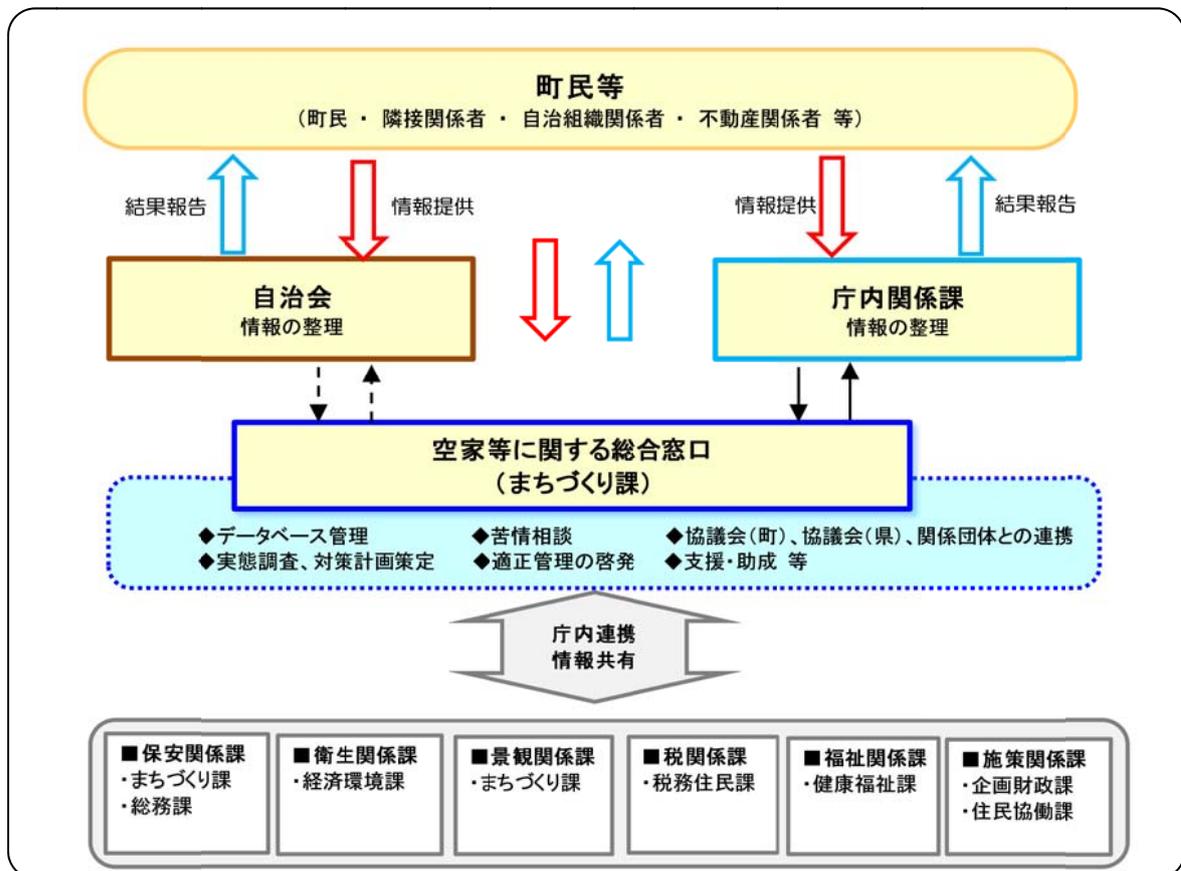


図 ワンストップ対応のための庁内連絡体制

その他空家等対策の実施に関し必要な事項

(1) 地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は一義的には、所有者等が適切に管理若しくは活用すべき問題ですが、地域全体で対処方法を検討・共有することは有効であるため、協議会での検討状況や空家等の情報に関し、必要に応じ広く公開を行います。

(2) 他法令との連携

空家等の対策は、この法律に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法等、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともあります。このため、空家等の情報について、関係各課で共有し、密に連携を図ります。

計画の進行管理

空家等は、人口・世帯の推移や高齢化の進行、住宅の供給状況など様々な要因により発生し、今後も増加していくものと考えられます。こうしたことから、空家等対策は、短期的な取り組みに併せて、中長期的な視点から取り組みを継続・発展させていくことが重要です。本計画の進行については、5年ごとの見直しを予定していますが、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、目標の達成状況の評価等必要に応じて随時に変更することとします。変更する場合は、酒々井町空家等対策協議会から意見、または助言等をいただきます。

酒々井町は、町域も広くなく、「小さな町」としてコンパクトシティを形成しています。このような町の特質を今後も生かして、すみずみまで行政の目の行き届いたきめ細かい取り組みにより、住む人に魅力を感じてもらい、結果として「空家等の生まれにくいまちづくり」に努めます。



酒々井町空家等対策計画 【概要版】

平成30年3月

発行：酒々井町まちづくり課 計画整備班

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11

電話：043-496-1171 FAX：043-496-5765

E-mail：keikaku@town.shisui.chiba.jp